

資料 目次

第 525 回 福井地方最低賃金審議会
(R 7 . 9 . 19)

項番	資 料 名	頁
1	第 1 回検討小委員会 議事要旨	1
2	第 2 回検討小委員会 議事要旨	6

福井地方最低賃金審議会 第1回 検討小委員会 議事要旨

- 1 日時 令和7年9月9日（火）10:00～12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名（定数3名）
労働者代表委員 3名（定数3名）
使用者代表委員 3名（定数3名）
申出人 2名
参考人 2名
- 4 議題
 - （1）令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（電気機械器具製造業（略称））
 - （2）令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（繊維機械、金属加工機械製造業）
 - （3）その他
- 5 議事要旨
冒頭、委員長に坪川委員、委員長代理に佐藤委員が選出された。

議題（1）について

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正決定の必要性に関し、申出人及び労働者代表委員からは、

- ・ 労働協約ケースであり、改正決定の申出に係る労働協約の締結率は、適用労働者に対して63.4%を占め、約3分の2に当たることを重く受け止めてほしい。
- ・ 経済産業省の経済実態調査によれば、製造業に占める電機産業の従業者の割合は、全国で13%、福井県においては20%を超え、全国でも9番目に高い就業率である。
- ・ 従業者30人以上の事業所における製造業に占める製造品出荷額は、全国の製造業の約13%に対し、福井県では29%を占める。
- ・ 改正決定の申出に係る7社の全てにおいて、高卒初任給が月20万円を超え、時間換算額では1,200円以上となった。昨年度の申出では時間額993円の企業があったが、本年度は引上げられたものである。

- ・ 県内の基幹産業として、特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力を高め、人材の確保・定着を進めていく必要がある。
- ・ 特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促す必要がある。
- ・ 特定最低賃金は、その産業で働く人たちの公正な賃金水準を追求できる利点がある。経団連においても、「賃金と物価の好循環」実現には、特定最低賃金の制度も活用しがいのあるツールだと述べている。
- ・ 新規求職者数の推移では、生産工程、内訳としての金属関係ともに年々減少しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結する。生産現場を支える人材の採用が困難になっている。
- ・ 近年、地域別最低賃金の引上げ額が高く推移しているが、特定最低賃金は当該産業のみに適用し、基幹産業に集中して労働力を確保し、産業として発展するという役割は、今も変わっていない。
- ・ 特定最低賃金としては、一般の賃金水準より数%の優位性が必要と考える。

旨の発言があった。

電気機械器具製造業の実情と福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正決定の必要性に関し、使用者側の参考人からは、

- ・ 電気機械器具製造の請負業を営む企業であるが、仕入れは請負先からであり、価格転嫁において人件費が一番低く見られがちで、人件費の抑制については外国人材を活用することにより対応している。
- ・ 外国人労働者に対しては、お米を安価で販売する方策を取っており、福利厚生面で他社と差別化を図っている。また、外国人労働者からは、福井県の治安の良さなどから、再雇用を求められることがある。賃金以外の要素で選ばれていると思う。
- ・ 特定最低賃金の引上げには反対する。地域別最低賃金の引上げに加え、特定最低賃金の引上げが行われた場合、人件費の増加が時期を分けて発生するが、そのたびに取引先と交渉するには労力を要する。
- ・ 最低賃金を 2020 年代までに 1,500 円とする場合、高卒初任給が現在の 1.5 倍になる。それを支払うには売上げを 1.5 倍にする必要があり、年間の売上 10 億円を 15 億円にすることは容易ではない。価格転嫁が進まない場合、倒産企業も出ると思われる。

- ・ 価格転嫁に係る相談窓口として、こういった機関があるかは承知していない。
旨の発言があった。

議題（２）について

機械製造業の実情と福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定の必要性に関し、使用者側の参考人からは、

- ・ B to B の取引において、取引価格はコロナ前から 3 ～ 5 割上がっている。当初は仕入れ部品の原材料の値上がりであり、次に賃金の上昇分が仕入れ価格を押し上げている。コロナ明け数年間は需要と供給のバランスが良かったが、今年は減速している。昨年から限りが見え、今年はもう一段落ちる様子。機械の価格が高騰し、工場の新設に係る費用が 2 倍、機械に係る費用が 1.5 倍となり、お客様はためらっている状況がある。
- ・ 社内の効率化、D X 化、組み立て時間の縮減、技術伝承を早くするよう努力しているところ。価格を上げてでも自社の収益は良くなっていない。電気代の上昇によるコストプッシュがある。
- ・ 各種助成金の利用については、設備投資と賃上げをセットにされると、先が見通せず支援策の利用に躊躇するところがある。また、事務が煩雑と感じている。助成金を利用されるにはスピーディーな支給が重要。
- ・ 新卒は 1 ～ 2 名の採用を行い、技術の伝承を進め、技術者を育成していきたい。新卒の確保のため賃金が競争になっているが、福利厚生を見直していきたいと考えている。ものづくりに年々、人が来なくなっている。
- ・ 新規採用労働者の賃金が上昇し、人件費全体が上がっており、利益全体を圧迫している。社内では残業を抑え、人件費全体を抑制しているが、カバーできずにいる。特定最低賃金は業界全体に適用されるが、需要が増えれば問題はない。需要が先に良くなれば賃上げも可能と考えている。
- ・ 最低賃金を 2020 年代までに 1,500 円とする場合、初任給が現在の 1.5 倍になり、人件費が全体的に 1.5 倍となる。そのため社会保険料も増加する。利益は、売上げが 4.5 倍程度にならないと利益から人件費は出ないと思われる。
- ・ 賃上げには働く時間の問題が生じるので、年収の壁の問題について、社会保険料が大きくなならないような施策をお願いしたい。また、

外国人材に限らず、県内に労働力を呼び込むためには転入してくるのに費用が掛かるので、県外から来る労働者に手厚い支援をお願いしたい。移住的なものが促進されると働きやすくなる。

旨の発言があった。

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定の必要性に関し、申出人及び労働者代表委員からは、

- ・ 特定最低賃金は、特定産業の「基幹的労働者」に適用されるものである。労働組合が組織化された会社と未組織の会社では、労働者の採用において労働条件が違う現状がある。当該産業全体の賃金の底上げとなり、公正競争の確保へつながるもの。ここ数年、労働者の生活を守る目的である地域別最低賃金が大幅に引き上げられているが、当該産業を魅力あるものにする特定最低賃金の代わりを果たすことはできない。
- ・ 福井県の工業によれば、生産用機械器具製造業には付加価値額が福井県全体の 4.7%を占め、一定の付加価値がある。
- ・ 福井県鉱工業生産指数では、生産用機械は前年同月比も高く、仕事が多いと言え、人手不足を解消していかなければならない。
- ・ 2025 春季生活闘争における労使交渉では、定期昇給又は賃金構造維持に加えて、労使でベースアップを行う必要があるという認識が一致していた。物価上昇による生活費の確保、人手不足に対する新規採用の確保と流失防止の実施が賃上げに繋がっている。その中で賃上げの原資としては一定程度価格転嫁が進んでいる。
- ・ 企業内最低賃金協定を締結している企業 2 社は、初任給水準と連動した金額での協定を締結している。2 年前に協定額が据え置かれていた企業があったが、当該企業では高卒初任給水準に労使協定が引き上げられている。その他の 2 社においても企業内最低賃金協定はないが、賃金テーブルの中で高卒初任給が確保されている。
- ・ 昨年度、目安制度 B ランクにおいて、福井県の時間額 984 円以上で特定最低賃金の金額改定が行われたのは 10 県あり、それぞれ建設的な議論が行われている。改定後の対地域別最低賃金に対する比率は 103.3%～107.2%である。なお、当該特定最低賃金適用産業の賃金水準は地域別最低賃金適用産業と比べて、第 1・10 分位数が 106.1 と優位性がある。過去 10 年間ににおいても同じように優位性を認める。
- ・ 現場で戦力となる高校卒業者の就職者について、少子化の影響もあり、年々減少している。労働者を確保する上では、休日等の労働条

件も大切だが、産業全体として賃金をしっかり上げていくことが必要である。

- ・ 新規求職者数の推移では、生産工程、内訳としての金属関係ともに年々減少しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結する。生産現場を支える人材の採用が困難になっている。ものづくりの人材を確保するために特定最低賃金は一つのツールである。

福井地方最低賃金審議会 第2回 検討小委員会 議事要旨

- 1 日時 令和7年9月16日(火) 10:00～12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 3名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)
申出人 1名
参考人 1名
- 4 議題
 - (1) 令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討(紡績業、化学繊維、織物、染色整理業)
 - (2) 令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討(3業種)
- 5 議事要旨

議題(1)について

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定の必要性に関し、申出人からは、

 - ・ 特定最低賃金の意義としては、労働条件の向上、公正競争の確保といった目的があり、労使交渉の補完・代替という役割があり、健全な労使関係の構築に大きく貢献している。
 - ・ U Aゼンセンの基本的な考え方として、地域別最低賃金の大幅な引上げが行われる中で、企業内最低賃金を適切な水準に維持することが欠かせず、企業内最低賃金協定の再確認・再締結が必要になっていること、これによって、在籍者賃金の引上げが図られることがある。
 - ・ 繊維産業の状況については、国内繊維産業は、事業所数や就業者数は減少し、市場規模も頭打ちの状況であるが、今後人口減少が進むなか、このままでは市場拡大は難しい状況にある。しかしながら、産業を世界的な視点で見ると、その需要は決して減退しているものではなく、むしろ増加傾向にある。
 - ・ 市場をしっかりと捉えていくためにも、優れた技術を発揮できる人材の確保・育成をして産業の発展につなげていく必要性がある。

- ・ 福井県の繊維産業は、ナイロン、ポリエステルなどの日本有数の産地であるが、主生産品目を変えながら、日本有数の繊維産地として残っており、フィラメント、ニットにおいては全国の4割が福井で、約9割が北陸で生産されている。
- ・ 近年では国内外の高級ブランドとの取引も多く見られ、高い技術を持ち、発注元の要望に柔軟に対応できる小規模企業が多い。
- ・ 企業の経常利益は過去最高の水準で推移しており、内部留保は600兆円まで積み上がっている。企業の人手不足感は引き続き強く、人材確保に向けた人への投資に努力されている。
- ・ コストアップに対する価格転嫁については、エネルギーコストや原材料費においては、一定程度の進展は見られたものの、いまだ十分とは言えない。労務費の価格転嫁については、他の要素と比較しても進んでいない状況である。
- ・ 中小企業の持続的な賃上げのためには、適正取引によって賃上げの原資を確保することが必要不可欠であり、賃上げの活況整備を進める必要がある。
- ・ 福井県の繊維産業は、これまで企業が大学、行政などの関係組織と密接に結びつき、生産品目を変えながら粘り強く発展し続けてきた。今後も多くの技術蓄積がある福井という地域の強みを生かし、他分野とも連携しながら、新たな価値への創造へつなげていくためにも、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、真摯な議論を尽くしていくことが重要。
- ・ 人材を確保していくために賃上げをする必要がある。本年度は労働組合の要求よりも高く引き上げる企業もあり、危機感を持たれている企業が多い。
- ・ 県内の繊維産業が川上から川下まであるなかで、業界としては価格転嫁において適正な取引は行われておらず、改善に向けて取り組んでいるところ。価格転嫁をしていかなければ生き残れず、政府、行政の支援が必要で、全国的な取組も進んでいるところ。

旨の発言があった。

繊維産業の実情と福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定の必要性に関し、使用者側の参考人からは、

- ・ 人材不足は深刻で、県内は有効求人倍率が高く、当該産業は一般的には賃金が低く、人材は賃金が高いところへ引っ張られる傾向にあり、そういう企業は、外国人技能実習生を活用することで対応してい

るところ。

- ・ 助成金の利用は、企業規模による。社長一人で全てに従事しているところでは、助成金利用に労力を割くことができない状況にある。また、申請の煩雑さがあり、支給後のフォローにも手が回らない状況にある。しかし、税金を使う以上、一定の書式で申請が適正に行われる必要性も理解でき、簡略化してバランスを考えることが重要。
- ・ 繊維産業は、斜陽産業ではない。生産性が高く伸びている会社もあれば、一方で将来の廃業を見据えているところもある。
- ・ 価格転嫁に対する相談窓口の利用は、経済産業省生活製品課や県に要望するなどしている。大手商社などとの取引では、先方から事情を聞いてくるなど一定の効果が見られるところ。典型的な衣服の例では、お客様への売値が上がっていない状況にあり、電気代等のコスト分は見直してくれたが、紙管や、のりといった原材料費のコストは引き上げてくれない厳しい現状がある。オンリーワン企業は、ほぼ 100% 価格を見直してもらえている。現状は、ライバル企業がいて、価格転嫁に応じてもらえて喜んでいたら発注が無くなったり、価格が見直された一部の品番については発注が無くなったり、10% 引上げを交渉しても半分程度の価格の見直しだったりした。今は、市場が悪く、価格転嫁よりも仕事が欲しいという厳しい現状にある。
- ・ ウクライナ侵攻後、電気代が高騰し、死活問題となった。過去いろいろな経済危機は雇調金で耐え忍んだが、電気代の高騰については、企業が復活できない程度であった。各繊維産業の業界が連帯して経済産業省と意見交換会の機会を持ち、要望書を提出した。また、県へも要望して、電気代に対する助成制度も設けられた経緯がある。経済産業省も問題を把握することで対策を全国に展開できることから、これからは各繊維産業の業界が連帯して取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 繊維産業の中でもアパレル、カーテンは厳しいが、スポーツ系、アウトドア系が好調、資材は堅調で、カーシートで売れる車種のものを作っている所は好調だが、売れない車種を作っている所はそうでもない。技術を要するものは価格の乱高下が少ない。アパレルについては品質が良くて安いものが基準となっているところがある。
- ・ 現段階で繊維産業だけ賃金を上げるのは難しいというか、できないと思う。それでも経営者は無理をして賃上げしている、努力している現状にある。将来にわたって賃金を上げていく必要性があることは間違いないが、工夫が必要。地域別最低賃金の引上げによって賃金が上

がっていくことが、望ましいところに帰着すると思われる。

- ・ 価格転嫁が不十分でも賃上げをする理由は、人材の流失防止にある。外国人技能実習生は最低賃金額相当のものが多く、勤続年数によって賃金を上げている。外国人技能実習生を使用するにも業界団体に加入したり、人権に関する監査を受けたり制度に基づく体制を整えるにも費用が掛かり、外国人労働者は決して安い労働力ではない。
- ・ 外国人技能実習生は土日でも従事してくれる労働力であるが、育成就労制度により転籍可能になれば、最低賃金が高い都市部へ流れる可能性を考えると、これから使用する側も、引き止めるために、マッチングさせるためにはどうしたらよいか、環境を含めて考える必要があり、総合的な視点でバランスを考えた審議をお願いしたい。

旨の発言があった。

議題（２）について

特定最低賃金の改正決定の必要性に関し、各委員からは、次の意見があった。

- ・ 電気機械器具製造業が主要産業であることは理解できたが、参考人の意見を聞くと、賃上げが急激すぎることが一番の問題であり、急激な地域別最低賃金の引上げに、更に引き上げる必要性がなかなか認めにくい。地域別最低賃金の引上げ率がコロナ禍前の状況に戻れば、特定最低賃金も十分に審議する必要がある。三要素の数字ではなく政府主導の目標に邁進しているような現在の状況にあっては特定最低賃金も正常に審議する状況にない。
- ・ ものづくり人材が減少しているなかで、厳しい人材確保の現状が理解していただけたと思う。他局では 2021 年に改正して以来、4 年ぶりに電気機械器具製造業最低賃金が「必要性あり」となった例がある。労働者側がデータに基づいて訴えてきたが、地賃の急激な引上げに対して「必要性なし」という抽象的な主張が続いていたことが改善されたと認識している。そのような十分な議論ができればと思う。
- ・ 前向きな議論を否定するわけではないが、いかんせん状況が悪すぎるということ、電気機械器具製造業については、下請、孫請が多く、影響率が高い産業である。安易に上げることによって、零細企業にダメージを与えることから、慎重に判断しなければならない。
- ・ 中小企業を守るために、公正な競争をするため、業界に人が来てもらうための特定最低賃金。ものづくりの現場は他の産業に比べて労働環境は良くないが、労働環境の改善や福利厚生改善に取り組んでい

と思う。求職者は賃金が入口であり、求人票でそこを見て他の条件を見ていくのが常だと思う。

- ・ 賃金は、防衛的賃上げであり、人材確保するためだけではなく、人材が流失することを防いでいる。厳しい経済情勢の中で大変努力していると思う。そのような状況の中で、最低賃金の制度を後追的に作ることに疑問を感じる。
- ・ 現在の状態を維持していくことで、業界が持ちこたえられるか疑問があり、給料の高いところに人が流れるならば、業界として水準を高くする必要がある。労働環境、職場環境が良くないことをカバーするには一定の賃金水準が必要で、業界として特定最低賃金は必要。
- ・ 県内の電気機械器具製造業は、他の産業に比べ好調である。特定最低賃金が人材確保のために、魅力ある産業とするために特定最低賃金が必要という意見があった。参考人の方々も特定最低賃金制度を理解して参加していただいた。昨年度も地域別最低賃金が高い引上げとなった中で、特定最低賃金が改正されているところがあり、福井県の競争力を考えた議論ができれば良いと考えている。
- ・ 電気機械器具製造業について、特定最低賃金を引き上げる判断をしても大義名分的にはあると思われる。特定最低賃金を定めた上で取引価格の適正化が進んでいくことが大前提で、そうでないと下請企業が苦しむことにつながる。その点の議論がしっかりできるか。電気機械器具製造業は好調であるところ、業務請負的な、労働集約的なところでは賃金が単価に影響する。このようなところでは業種としてどう考えるかを見定めて、議論をまとめたいと思う。三業種とも業界全体の構造を見ていかないと議論が進まないと思う。
- ・ 業界全体の賃金を引き上げた場合、中小零細企業の経営がひっ迫するのではないかと懸念については、人材が確保できなければ、経営ができなくなると考える。人材を確保して経営が厳しくなるのであれば支援をしていく、価格転嫁を促進していくことが重要。賃金をそのままにしては人材が確保できない。企業経営に影響を及ぼさないようにするために特定最低賃金が必要。なお、最低賃金を引き上げたことによる倒産はデータ上現れていない。むしろ人手不足、後継者不足による廃業が増えているところ。ものづくり産業の労働者の減少が人口減少の幅よりも大きいことを考えると、特定最低賃金で人が来ていただけの産業にして、廃業を防ぐ、そのような視点で考えていただきたい。
- ・ 地域別最低賃金が低い時には特定の産業だけ区別する意味はあった

と思うが地域別最低賃金が高くなっているので特定最低賃金を設ける意味は薄れている。価格転嫁が進んでいない状況において賃金だけ上げていっても経営的に厳しいところ必ず出てくる。賃金を上げて原資がなければやり繰りできなくなる。データの的に倒産したところはないという主張も、これから出てくるのではないかと思う。人手不足が非常に深刻で、特定の三業種だけ優遇するのが良いのか、非製造業も含めてそういうことで良いのか。仕事はあるけど人がいない現状を聞く中で、特定の産業だけ最低賃金を上乘せするのは必要性が薄いと思う。

- ・ 各労働組合において、下請、孫請の零細企業の実態をどのように把握しているかと問われると、労働組合が母組織の会社の企業経営については把握できておらず、労働局からの資料で把握しているところ。審議には、労使が県内の実態をデータとして持ち寄り、実情を把握して、審議していきたい。使用者側から提出されるデータによって労働者側が「必要性がない」ことに理解を示すこともあり得る。
- ・ 福井県の産業を発展させ、競争力を強めていきたいとの思いは公労使共有したところ。また、地域別最低賃金の高い引上げの中、中小零細企業に配慮した議論が必要であることも公労使共通した考えだと思う。
- ・ 機械産業でも日本人雇用が難しく外国人材を活用しているところ。価格転嫁については、交渉しにくく、資材の高騰、ランニングコストの上昇、人件費の増加に対応できていない。機械産業の組合として、魅力ある産業に発展するために、女性活躍等の新しい取組を県に提言するなどしている。
- ・ 人手不足が深刻であること、賃金の引上げが非常に急激であること、こういった場合には特定最低賃金による引上げは行うべきではない。
- ・ 産業を守るために特定最低賃金が必要。人手不足で取り合いになっている繊維産業で言うと賃金が低い状況と、業界的に厳しいのは事実。いかに魅力ある産業にしていくか、守っていくかを考えると、県内はほとんどが中小なのに頑張っている数値があるので、企業が示すメッセージだと捉えている。福井においての繊維は特別な想いを大学にせよ行政にせよ持っている。フォーラムなどの行事が多いのは重きを置いている結果だと思う。賃金が低い産業なので、ここまゝ消えていったらいいのか。高い技術力を持った産業をどうやって守

るか、その中の一つに特定最低賃金がある。

- ・ 頑張って引き上げている中で、罰則付きの最低賃金を引き上げる必要はない。魅力ある産業を作るのはイノベーションが必要。そのためには設備投資が必要だが、人件費に資金を回している現状。最低賃金を改正する時期ではない。価格転嫁が進んでいない中で、原資の確保を難しくするような引上げはすべきではない。
- ・ 企業の体力を付けるために、設備投資に資金を回すべきとの御意見については、助成金の利用によって促進されるもので、価格転嫁に係る相談機関の利用とセットで進めるべきと思う。中小企業が助成金の利用に手が回らないとの御意見については、この検討小委員会で、対策を提案してもよいのではないかと。行政と連携した取組が必要と思われる。
- ・ 繊維産業について、世界のマーケットが成長している中で、日本や県内の従業員数が減っているのは競争力がないのではないかと。そもそも本質的な問題があって、賃金の問題ではないのではないかと。業界全体の賃金を底上げして産業として魅力を増すというものとは別の問題だとの印象を持つ。